

障害者福祉タクシー
チケットを利用できる
会社が追加されました

高浜市障害者福祉タクシーチケットを利用できる会社が新たに1件加わりました。

追加されるタクシー会社

愛知みどり交通

☎41-2424

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-9871

製造事業所の皆さんへ

工業統計調査に

ご協力ください

平成21年工業統計調査を12月31日現在で行います。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問合せ先

市役所情報管理グループ

☎52-1111 (内線329)

『高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例』

「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」は、市民、事業者および市の役割を定めるとともに、禁止行為と罰則、地域の自主的な美化活動に対する支援などを定めています。快適で清潔な暮らしを阻害する身近な問題を防止し、きれいで住みやすい地域社会をつくりましょう。

環境美化推進地域を指定

市民または事業者が積極的に環境美化活動に取り組む地域を、地域の方々の求めに基づき市が「環境美化推進地域」として指定し、その地域の自主的な環境美化活動を支援していきます。

推進員と指導員が連携し、地域の環境美化活動を進めていきます。

環境美化推進員

地域の環境美化活動などの報告、普及および啓発を行う『環境美化推進員』を、市民、事業者のうちから市長が委嘱します。

環境美化指導員

条例に規定された事項の指導、勧告および命令に関することや地域の環境美化などの報告、普及および啓発を行う『環境美化指導員』を市職員から任命します。

遵守事項・禁止事項

- ①ごみステーション等の利用上のルールを規定
- ②資源ごみ分別収集拠点からの資源再生物の持ち去りを禁止
- ③空き缶等、吸い殻等の放置、投棄を禁止
- ④回収容器の設置及び管理について規定
- ⑤犬、猫の管理について規定
- ⑥犬猫等のふんの放置、投棄を禁止
- ⑦土地の管理について規定
- ⑧落書きを禁止

罰則規定

②③⑥⑧の禁止事項について守られない場合は違反者に対し罰則が課せられることがあります。



環境美化推進員募集

市では、きれいで住みやすい地域社会をつくるため、地域の環境美化活動や『環境美化指導員』（市職員）とともに環境美化の普及啓発を行っていただく『環境美化推進員』を募集しています。

募集条件：1団体3人以上（事業者を含む）

募集期限：〔第2期募集〕12月28日(月)

申込方法：「環境美化推進員応募用紙」を記入のうえ、直接、市民生活グループへ申し込んでください。

応募用紙：市民生活グループ、または市公式ホームページの申請書ダウンロード（組織別検索で市民生活グループを選択）から入手できます。

問合せ先 市役所市民生活グループ ☎52-1111 (内線263・264)